

ジェトロ「ビジネス短信」添付資料

「メキシコ合衆国憲法 123 条および連邦労働法の主な改正点」

＜メキシコ合衆国憲法 123 条の主な改正点＞

- 123 条第 2 項の A の改正 :

労働時間は連邦労働法に定める期間において、週 40 時間とする。労働者は 6 日間の労働に対して、少なくとも 1 日の休暇を享受しなければならない。

- 123 条第 2 項の A の XI の改正 (一部) :

時間外労働は、時間外労働時間に対して、時間割賃金 (1 時間当たり) の 2 倍を (通常の労働時間の時間給に対する 100% を追加して) 手当として支払わなければならない。

時間外労働は週 12 時間を超えてはならず、1 日に 4 時間まで、週に最大 4 日間までとする。

前段に定める時間外労働時間を超える時間外労働時間の延長は時間外労働に対して、雇用者は時間割賃金 (1 時間当たり) の 3 倍を (通常の労働時間の時間給に対する 200% を追加して) 手当として支払わなければならない。

18 歳未満の労働者は時間外で労働をしてはならない。

＜連邦労働法の主な改正点＞

- 第 59 条の改正 : 労働時間の最長期間は週 40 時間とする。

- 第 66 条の改正 : 労働時間は特別な事情がある場合、延長することができる。その場合、雇用者は時間割賃金 (1 時間当たり) の 2 倍を手当として支払わなければならない。

時間外労働は週 12 時間を上限とし、1 日につき 4 時間、週に 4 日を上限とする。

- 第 67 条廃止

- 第 68 条の改正(一部): 第 66 条を超える時間外労働の延長は、週に 4 時間を超えてはならず、雇用者は時間割賃金 (1 時間当たり) の 3 倍を手当として支払わなければならない。

労働時間と時間外労働の合計は、1 日に 12 時間を超えてはならない。

- 第 69 条の改正: 6 日間の労働ごとに少なくとも 1 日の有給休暇を与えなければならない。

- 第 71 条の改正: 日曜日に労働する者は、少なくとも日割賃金の最低 25% を日曜出勤手当として受け取る権利をもつ。

- 第 132 条の XXXIV の追加: 始業と終業時間を含む労働者ごとの労働時間を電子的な方法で登録すること。また、当局がその情報を求めた場合、当局に提出すること。STPS は、前段で定めた義務について、適用範囲と例外範囲を決定する一般的規則を交付する。

【経過規定】

1: 本改正は、2026 年 5 月 1 日から施行する。

2: 第 59 条で定めた労働時間の長さは、各年の 1 月 1 日から段階的に削減する。詳細は以下のとおりとする。

年	労働時間
2026	48
2027	46
2028	44
2029	42
2030	40

3: 2026年5月1日から12月31日までの経過期間は、労働者および雇用者に対して改正する条項の労働期間を調整する期間とする。

4: 第66条の週の時間外労働の時間は、各年の1月1日から段階的に増加する。詳細は以下のとおりとする。

年	時間外労働の時間
2026	9
2027	9
2028	10
2029	11
2030	12

5: 第132条のXXXIVの一般規則は、2027年1月1日から施行する。

6: STPSは労働時間削減の施行に関するデータの収集、処理、評価するためのメカニズムを実行する。

7: 労働時間の削減を理由に、労働者の給与、手当、福利厚生の減少を行ってはならない。

(出所) 2025年12月3日付「労働時間の削減に関するメキシコ合衆国憲法および連邦労働法の改正案」より抜粋